

三重県からのお知らせ

廃棄物監視・指導課の取組状況

(1) 廃棄物監視指導体制の整備

三重県では、産業廃棄物の違反行為に対する監視・指導を強化しており、令和3年度は、警察からの出向者4名、警察官OB7名を含む22名体制となっています。また、県民の皆様等からの情報を提供いただけるよう、下記のとおり各種通報窓口を開設しています。

【フリーダイヤル（通話無料）及びメールアドレス】

廃棄物ダイヤル110番 0120-53-8184（ごみはいやよ）
 廃棄物ファックス110番 0120-53-3074（ごみみえなし）
 廃棄物メール110番 gomi110@pref.mie.lg.jp

このほか、民間業者21社（森林組合、（一社）三重県トラック協会等）との情報提供に係る協定、市町との間で立ち入り検査員に係る協定もそれぞれ締結し連携を図っています。皆さまからの不法投棄等に関する情報提供に対しては、速やかに現場の確認を行い、適切な対応に努めています。

(2) 監視・指導の状況

令和2年度における産業廃棄物に関する監視件数は、3,780件で、これらに係る行政指導の件数が2,239件、文書発出数が273件、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく行政処分である事業停止命令が13事業者17件、業許可取消が4事業者4件、施設使用停止命令が2事業者4件でした。

不法投棄等不適正処理事案については、依然として後を絶たない状況にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約72%、発生量で約93%を占めています。このような不法投棄等不適正処理事案については、早期に廃棄物が撤去等されるよう強力に指導を行っています。



不法投棄の現場

表1 監視指導状況の推移（地域機関環境室を含む）

区分	年度	H28	H29	H30	R元	R2
延 監 視 件 数		3,710	3,990	3,788	3,455	3,780
指 導 件 数		1,931	2,021	1,718	2,274	2,239
文 書 発 出 数		269	303	152	175	273
改 善 命 令		0	0	1	0	0
措 置 命 令		0	0	0	0	0
事 業 停 止 命 令		15	14	11	6	17
業 許 可 取 消		5	3	4	6	4
施 設 使 用 停 止 命 令		9	12	3	5	4
施 設 許 可 取 消		2	0	0	2	0
告 発		1	0	0	1	0

表2 新たに確認された産業廃棄物に係る不法投棄事案

（単位：件（数量トン））

年 度	H28	H29	H30	R元	R2
確 認 事 案 数	41(2,462)	48(468)	41(438)	58(831)	40(792)
うち建設系廃棄物等	29(2,215)	39(422)	30(425)	39(814)	28(780)

※数量トンについては、確認できたもののみ集計

(3) 建設系廃棄物対策の取組

不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占めている現状を踏まえ対策の強化を実施してきました。令和元年度には、受注者（元請業者）の排出事業者責任をより一層徹底させるよう、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（産廃条例）を改正しました。今後、改正産廃条例の的確な運用による厳正な指導と啓発に努めます。

また、令和2年度には、新たな取組として、県内の解体工事場所にかかる情報を県土整備部から入手し集中的なパトロールを実施するとともに、受注者（元請業者）を対象とする研修会を県内8か所で行うことにより、約700名の参加者に対して、廃棄物処理法等関係法令の講習を実施しました。

加えて、本年度新たに建設業関係機関・団体との連携を強化する目的で「解体工事に係る連絡調整会議」を立ち上げるとともに、引き続き研修会を開催するなど、排出事者（元請業者）責任の意識向上を図る取組を進めます。

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL：059-224-2388 FAX：059-222-8136

E-mail：kanshi@pref.mie.lg.jp

産廃条例の詳細や県の通報先については、三重県の下記ホームページを参照ください。
<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm>

